



欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所

# 税制

主要な問題および提案



# 研究開発優遇税制



The image shows a hand holding a stack of Japanese 10,000 yen banknotes. The top note is clearly visible, featuring the portrait of Emperor Meiji and the text '10000', 'XT399231G', '日本銀行券', and '壹万円'. The background is dark, and the lighting highlights the texture of the paper and the details of the banknote.

# 研究開発優遇税制

## 年次現状報告：ほとんど進展なし

- ❑ イノベーション集約型産業は、成長と雇用の重要な推進要素である。
- ❑ 研究開発優遇税制は、研究開発活動と関連の(海外からの)投資を奨励するための効果的な手段として世界的に認められている。
- ❑ 日本の規則は日本国内でこむる研究開発費を税務上多少考慮しているものの、現行の税額控除は一般に(利用可能性の面でも租税特典の面でも)あまりにも範囲が限られており、外国企業による潜在的研究開発ロケーションの選択における決定的要因とはなり得ない。

# 研究開発優遇税制

## 年次現状報告：ほとんど進展なし

- ❑ しかし概して言えば、研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上することを望むのなら、日本は現行の研究開発税務政策を改める必要がまだある。
- ❑ この点で、ほかの多くの諸国が近年、知的財産(IP)の創造・活用後の稼得に適用される、何らかの形態の「バックエンド」IP制度を導入していることに留意すべきである。
- ❑ さらに、現行の研究開発優遇税制は、赤字を出している企業には利用できないため、多くの新興企業にとってほとんどメリットがない。

# 研究開発優遇税制

## 提案

- 研究開発活動のロケーションとしての日本の国際的魅力を維持・向上するために、(新興企業の特殊な立場に特に注意を払って)現行の研究開発税務政策を改める。



# 企業再編成

# 企業再編成

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参加者にとって、実際上の障壁である。
- ❑ 例えば現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めておらず、これは対日投資を抑える働きをする。

# 企業再編成

## 年次現状報告：進展なし

- さらに、三角合併の課税規則は、いわゆる「ペーパーカンパニー」の定義がまだ発表されていないにもかかわらず、ペーパーカンパニーに言及している。
- 海外に関連会社を有し、したがって租税回避行為防止規則が適用される多国籍企業グループに関しても、租税回避行為防止規則がやはりペーパーカンパニーに言及しているにもかかわらずそれを定義していないため、同様の定義の欠如が懸念される。

# 企業再編成

## 提案

- ❑ 株式交換に関しては、日本で従前の事業活動のない外国企業にからむものを含め、課税繰延を認めるべきである。
- ❑ コストを削減し、未定義の基本概念的解釈における税務当局の裁量を制限するため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに簡素化・明確化すべきである。
- ❑ ペーパーカンパニーの定義を示すべきである。



# 取締役の報酬



# 取締役の報酬

## 年次現状報告：新たな問題

- ❑ 先ごろの税制改革は、業績連動型の実績連動型取締役報酬の控除可能性を制限する不利な取締役報酬課税規則のある程度の免除を提供した。
- ❑ しかしながら、實際上、この免除は、有価証券報告書を発行する上場企業にしか適用されない。
- ❑ とりわけ中小企業や外資系企業はこの改革を活用することができず、結果的にこうした企業は、税引後利益から業績連動型取締役報酬を支払わなければならない。

# 取締役の報酬

## 年次現状報告：新たな問題

- ❑ 先ごろの税制改革は、業績連動型取締役報酬の控除可能性を制限する不利な取締役報酬課税規則のある程度の免除を提供した。
- ❑ しかしながら、實際上、この免除は、有価証券報告書を発行する上場企業にしか適用されない。
- ❑ とりわけ中小企業や外資系企業はこの改革を活用することができず、結果的にこうした企業は、税引後利益から業績連動型取締役報酬を支払わなければならない。

## 提案

- ❑ 中小企業ならびに外資系企業にとっての免除の障壁を取り除いて、妥当な業績連動型取締役報酬の控除を可能にする。

Tax

# 税申告期間の延長



# 税申告期間の延長

## 年次現状報告：若干の進展

- ❑ 日本の法規は、企業に対し、暦年度末または会計年度末後2～3ヶ月以内に納税申告書を提出することを義務付けている。
- ❑ この期限は、非常に高い税法順守コストと超過勤務コストを生み出し、企業やその社員および関連サービス・プロバイダーに理不尽なプレッシャーをかける。
- ❑ 欧州や諸外国では、平均9カ月の期間が認められており、1年にも達する場合もある。

# 税申告期間の延長

## 年次現状報告：若干の進展

- ❑ 日本の極端に短い申告期限は、税申告の質と、申告書を作成する人の勤労・家庭生活に支障をきたす一方、超過勤務手当を増大させる。
- ❑ 税法順守で被るコストの国際比較で、日本が先進国中、最高水準であることは意外でも何でもない。
- ❑ 2017年の税制改革は、負担軽減の提供を意図した措置を導入したが、こうした措置は実際的でないことが明らかとなっており、多くの日本の納税企業からはまだ採用されていない。

# 税申告期間の延長

## 提案

- 税法順守の現状の不当に高いコストを低減するため、正式の申請手続きなしに、税申告期間を1年に延長すべきである。国家財政への悪影響は、税法規が引き続き前納を認め、前納額が不足の場合に利息を課す限り、回避できるはずである。

A hand is shown holding a stack of Japanese 10,000 yen banknotes. The top note is clearly visible, showing the portrait of Emperor Meiji. The background is a solid, vibrant red. The text '所得税および相続税' is overlaid on a white horizontal band across the middle of the image.

# 所得税および相続税

# 所得税および相続税

## 年次現状報告：進展したが長期在留者には不利

- ❑ 最高税率が55%以上にのぼる日本の所得税、相続税、贈与税はアジア最高どころか、世界最高である。
- ❑ 外国人は、在留当初10年間は贈与税・相続税の課税対象外である。
- ❑ しかし、長期在留者になると、贈与税・相続税が適用され、また、日本を離れてから5年間は適用され続ける。

# 所得税および相続税

## 年次現状報告：進展したが長期在留者には不利

- ほかに1ヶ国のみが、外国人に対してそうした域外課税を課しているが、日本よりも幅広い相続税条約ネットワークを有しており、多くの外国人に免除を提供している。
- さらに、日本の最高相続税率は、近親者間の相続に適用され、諸外国の場合よりもずっと低い課税最低額および課税控除で適用開始になる。
- 日本の贈与・相続税制は、長期在留者を引き止める能力に悪影響を及ぼして、外国の知的資本と対日投資の喪失の潜在的引き金となる。

# 所得税および相続税

## 提案

- ❑ 贈与・相続税法が適用される外国人のカテゴリーを、出国税が適用される外国人のカテゴリーと整合させて、日本に永住することのできる外国人のみに、グローバルな財産への課税が適用されるようにする。
- ❑ 元長期在留外国人への域外課税を廃止する。



# 說明責任

# 説明責任

## 年次現状報告：進展なし

- 国内税制面の透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。

## 提案

- 文書回答申請を受け付けて処理することを日本の税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を正式に定めるべきである。この制度は、よりユーザーフレンドリーであるべきである。
- 水平監視・リスク測定・上級会計官を用いるシステムを採用するメリットを検討する。英国とオランダでは、これらはいずれも、効率向上を助けてきた。



# 租稅條約



# 租税条約

## 年次現状報告:進展

- ❑ 日本は先頃、ドイツとの新しい租税条約を締結・批准するとともに、オーストリアとの合意、およびデンマークとの実質合意に達した。
- ❑ しかし、その他19のEU加盟国との条約はまだ再交渉を必要とする。
- ❑ EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

# 租税条約

## 提案

- 政府は、EU加盟国との現行のすべての租税条約を見直すべきである。
- 新しい、または改正された条約は、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処し、かつ、多国間協定によってすでにカバーされているのでないなら、仲裁規定を含むべきである。
- EU-日本間のEPAは、多国間協定が適用されず、かつ、当該の租税条約が二重課税を解決しない場合に、二重課税の事実上の排除を確保するための仲裁条項を含むべきである。